

新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

新潟市長

中原八一

新潟市条例第 10 号

新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例

(新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成 19 年新潟市条例第
82 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「前項」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、
住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居して
いた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後
に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らし
て困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他前
項」に改める。

第 15 条第 2 項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第 3 項中「週休日又は
休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間」を「午後 10 時から翌日の午前 5 時
までの間（週休日又は休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務を
した」に改める。

第 26 条第 1 項中「、第 8 条」を削る。

(新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改
正)

第 2 条 新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（令
和 4 年新潟市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「、第 8 条」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。